

城陽市給与・定員管理等について

平成28年4月
城 陽 市

給与・定員管理等について

平成27年4月1日現在の市職員の給与及び定員管理等についてお知らせします。ここに紹介する給与は、手取り額ではなく、税金や各種保険料などを差し引く前の額です。

目 次

1. 総括	1
2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況	2
3. 一般行政職の級別職員数等の状況	3
4. 職員の手当の状況	4
5. 特別職の報酬等の状況	7
6. 職員数の状況	8
7. 公営企業職員の状況	10
(1) 水道事業	
(2) 下水道事業	
技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針	16

城陽市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (26年度1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	78,560	24,947,895	21,898	4,549,562	18.2	19.2

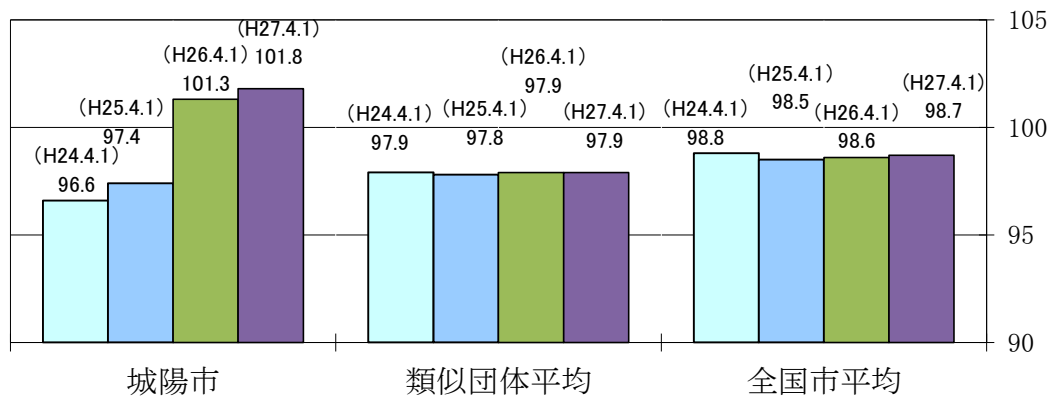
(注) 一般職の給料・手当、特別職(市長、市議会議員など)の給料・議員報酬・報酬(委員、嘱託職員を含む)・手当のほか、共済費(社会保険料等)などの事業主としての負担分も含まれています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	438	1,568,968	460,113	590,111	2,619,192	5,980	5,989

- (注) 1 職員の給与費は一般職のみの金額で、共済費(社会保険料等)は含みません。
 2 職員手当は、退職手当を除く地域・扶養・通勤・住居・管理職・時間外勤務・特殊勤務などの手当が含まれています。
 3 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。
 4 給与費については、再任用職員短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)的用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超える場合について、その理由及び改善の見込み

理由:若年・中間層の昇格、他職種への異動等。
 改善の見込み:平成28年度4月1日から給与制度の総合的見直し実施により改善の見込み。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
城陽市	38.3 歳	297,327 円	391,235 円	333,863 円
京都府	43.8 歳	334,162 円	429,835 円	384,623 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.3 歳	319,936 円	394,984 円	355,183 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の擬似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
城陽市	55.5 歳	393,300 円	474,298 円	423,778 円	—	—	—	—
うち 清掃職員	54.7 歳	388.9 千円	478.9 千円	417.5 千円	廃棄物処理業 従業員	44.7 歳	288.1 千円	1.66
うち 用務員	57.6 歳	405.2 千円	442.2 千円	437.6 千円	用務員	54.3 歳	199.3 千円	2.22
京都府	54.4 歳	359,215 円	411,155 円	393,767 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	50.0 歳	317,404 円	355,113 円	338,663 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値の比較)		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
城陽市	--	--	--
うち 清掃職員	7,610.3 千円	3,939.1 千円	1.93
うち 用務員	6,770.7 千円	2,747.0 千円	2.46

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において、公表されているデータを使用しています。
(平成24年～平成26年の3ヶ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 4 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
- 5 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 6 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区 分	城 陽 市	京 都 府	国	
一般行政職	大学卒	180,800 円	181,800 円	174,200 円
	高校卒	151,800 円	147,500 円	142,100 円

(注) 初任給は、卒業後ただちに採用された場合の給料額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

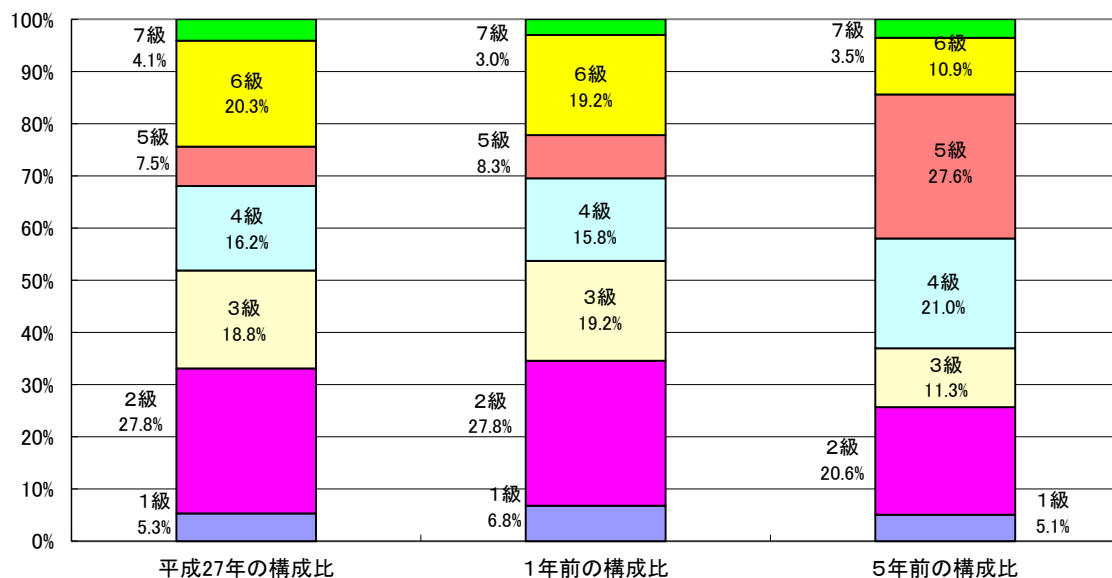
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	272,630 円	382,933 円	388,033 円	407,600 円
	高校卒	232,350 円	— (該当者なし) 円	387,400 円	405,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補	人 14	% 5.3
2級	主事	人 74 (11)	% 27.8 (84.6)
3級	主任	人 50 (1)	% 18.8 (7.7)
4級	係長、主査	人 43	% 16.2
5級	課長補佐	人 20	% 7.5
6級	次長、課長	人 57 (1)	% 20.3 (7.7)
7級	部長	人 11	% 4.1
合計		人 269 (13)	% 100.0 (100.0)

- (注) 1 城陽市の給与条例に基づく給料表の級別、役職別の職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 ()は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

城 陽 市	京 都 府	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,256 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,639 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) 支給割合の()は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

一律支給

(注) 懲戒処分又は分限処分を受けた者については、処分にに応じて成績率を調整し、勤勉手当に反映させています。

(2) 退職手当(27年4月1日現在)

城 陽 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分	勤続20年	本市と同じ	本市と同じ
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年		
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年		
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額		
その他の加算措置	50歳以上の職員が対象		その他の加算措置	45歳以上の職員が対象	
	定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×3%加算) 59歳の者のうち59歳6ヵ月未満の者については定年までの残年数×2%加算。59歳6ヵ月以上の者については、加算措置なし。			本市と同じ	
1人当たり平均支給額	5,548 千円	24,062 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 本市の応募認定退職は、勤続20年以上で、年齢50歳以上59歳以下の職員を対象とする退職制度です。

3 上記は平成27年4月1日現在の支給率。国においては平成26年7月に、市においては平成27年4月に段階的に支給率の引下げを行っています。

(3) 地域手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度普通会計決算)		50,165 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度普通会計決算)		102,377 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	3 %	474(434) 人	3 %

(注) 支給対象職員数の()は、再任用短時間勤務職員を除いた職員数です。

(4) 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度普通会計決算)		40,198 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度普通会計決算)		326,812 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度普通会計決算)		25.1 %		
手当の種類 (手当数)		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する 支給単価
市税滞納処分事務従事職員の特種勤務手当	京都地方税機構に派遣され地方税等を徴収する職員	市税の滞納処分に関する事務	60千円	1ヶ月1,000円
感染症防疫作業従事職員の特種勤務手当	健康推進課職員	感染症患者の救護等	0千円	1回300円
消防事務に従事する職員の特種勤務手当	消防本部・消防署職員	消防吏員の隔日勤務	34,662千円	1勤務3,000円 (日勤務1,000円)
		救急救命士の免許を有する消防吏員の救急業務(隔日)		1勤務1,000円 (日勤務500円)
		火災その他の災害又は救急業務による出動		1回300円
じん芥収集に従事する職員の特種勤務手当	衛生センター職員	じん芥収集	5,271千円	1日1,300円
汚物処理に従事する職員の特種勤務手当		道路上等における犬、猫の死体の処理		1回500円
生活保護事務に従事する職員の特種勤務手当	福祉課職員	生活保護の現業を行う職員及び同業務を指導監督する係長	207千円	1ヶ月2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度普通会計決算)	209,703 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度普通会計決算)	526 千円
支給実績 (25年度普通会計決算)	182,453 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度普通会計決算)	431 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員が含まれています。

(6)その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度普通会計決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族について1人 6,500円 ○配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ○16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		46,081 千円	235,108 円
住居手当	○借家 家賃額に応じ最高27,000円まで	同じ		29,941 千円	274,681 円
通勤手当	○交通用具使用者 使用距離が片道 5km以上 4,200円 使用距離が片道10km以上 7,100円 使用距離が片道15km以上 10,000円 使用距離が片道20km以上 12,900円 使用距離が片道25km以上 15,800円 使用距離が片道30km以上 18,700円 使用距離が片道35km以上 21,600円 使用距離が片道40km以上 24,400円 使用距離が片道45km以上 26,200円 使用距離が片道50km以上 28,000円 使用距離が片道55km以上 29,800円 使用距離が片道60km以上 31,600円	同じ		28,896 千円	81,396 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める者について給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 理事 18% 部長級 16% 次長級 13% 課長級 10% 園長 7%	異なる	俸給の特別調整額として、役職に応じて46,300円～146,400円を支給	46,184 千円	563,210 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給。	同じ		18,937 千円	97,110 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合、勤務1時間当たり給与額の100分の25を乗じて得た額を支給。	同じ		2,748 千円	36,630 円
管理職員特別勤務手当	管理職員に対し、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合、勤務1回につき、8,000円を超えない額(勤務時間によってはその額に100分の150を乗じて得た額とする。)を支給。	異なる	特定管理職員に対し特別調整額の区分等に応じた支給額(6,000円～18,000円)となる。	630 千円	10,328 円

5 特別職の報酬等の状況(27年4月1日)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	965,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 440,000 円	
	副 市 長	795,000 円	885,000 円 / 375,000 円	
議 員 報 酬	議 長	560,000 円	737,000 円 / 310,000 円	
	副 議 長	495,000 円	653,000 円 / 245,000 円	
	議 員	445,000 円	591,000 円 / 222,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	3.10 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	3.10 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長 副 市 長	給料月額×530/100×在職年数 給料月額×315/100×在職年数	20,458 千円 10,017 千円	任期毎 任期毎

- 注
- 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
 - 2 平成25年4月1日に在職する特別職が最初に退職した場合、市長500/100、副市長297/100の割合となります。

6 職員数の状況

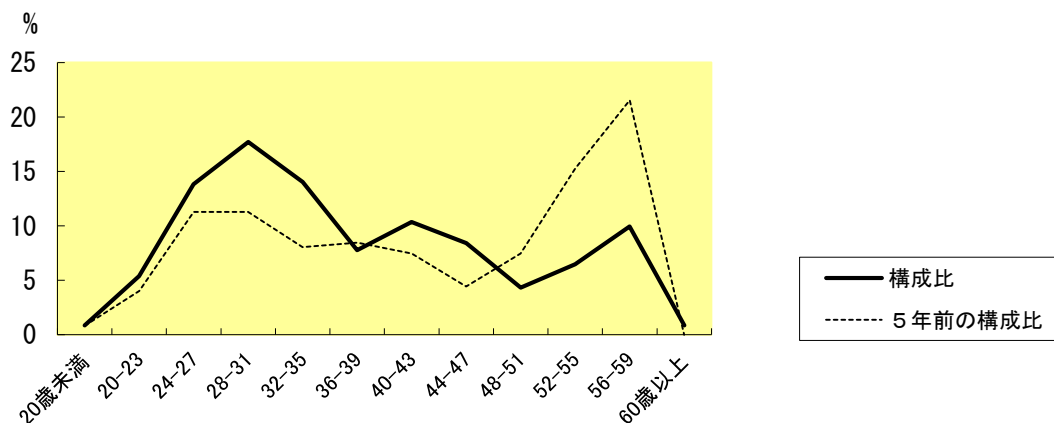
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	
		総務	92	87	5	政策検討部門の体制強化等に伴う増(5)
		税務	30	30	0	
		民生	59	57	2	福祉政策検討部門の体制充実等に伴う増(2)
		衛生	30	32	▲ 2	保健センター保健師の欠員不補充に伴う減(▲2)
		労働	1	1	0	
		農林水産	7	6	1	農地改良業務の体制強化に伴う増(1)
		商工	6	7	▲ 1	組織統合に伴う減(▲1)
		土木	67	68	▲ 1	東部丘陵地整備業務委託化等に伴う減(▲1)
		小計	298	294	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 37.93 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 53.66 人
	教育部門	37	40	▲ 3	小学校作業員の再任用短時間勤務職員化等に伴う減(▲3)	
	消防部門	85	86	▲ 1	消防吏員退職に伴う減(▲1)	
	小計	420	420	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.46 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 71.58 人	
公営企業計等部門	水道	22	21	1	水道部門の体制充実に伴う増(1)	
	下水道	4	5	▲ 1	組織の統合に伴う減(▲1)	
	その他	17	20	▲ 3	後期高齢者医療広域連合への派遣終了等に伴う減(▲3)	
	小計	43	46	▲ 3		
合 計		463 [611]	466 [611]	▲ 3 [0]	<参考> 人口1万人あたり職員数 58.94 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、再任用短時間勤務職員は除いています。
地方公務員の身分を持つ休職者・派遣職員などを含み、臨時又は嘱託職員は除いています。
- 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳} 23歳	24歳} 27歳	28歳} 31歳	32歳} 35歳	36歳} 39歳	40歳} 43歳	44歳} 47歳	48歳} 51歳	52歳} 55歳	56歳} 59歳	60歳以上	計
職員数	4人	25人	64人	82人	65人	36人	48人	39人	20人	30人	46人	4人	463人

(3) 職員数の推移

部門	区分								(単位:人・%)
		17年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		378	316	301	298	295	294	298	▲18 (▲5.7%)
教育		67	49	47	46	43	41	37	▲12 (▲24.5%)
消防		80	86	84	84	81	86	85	▲1 (1.2%)
普通会計		525	451	432	428	419	421	420	▲31 (▲6.9%)
公営企業等会計		57	46	43	45	45	46	43	▲3 (▲6.5%)
総合計		582	497	475	473	464	467	463	▲34 (▲6.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(参考) 第2次定員管理計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
策定時	到達目標	
平成17年4月1日	平成28年4月1日	職員数を20.8%(121人)削減

(注) この計画は、今日の厳しい社会状況情勢を踏まえ、今後の地方分権の進行や厳しい財政状況も考慮し、平成14年12月に策定した城陽市緊急財政健全化計画案に基づき、平成12年9月に策定した定員管理計画の目標年次を短縮して策定したものです。

再任用制度等の活用と新規採用計画の時期と人数を計画的に抑制しながら、平成30年の到達目標年次の職員数を20.8%(121人)減員する目標を、28年に前倒しすることとしています。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 1,287,969	千円 122,604	千円 227,920	% 17.7	% 8.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 28	千円 90,794	千円 19,300	千円 31,751	千円 141,845	千円 5,066	千円 6,219

- (注) 1 職員の給与費は一般職のみの金額で、法定福利費(社会保険料等)は含みません。
 2 職員手当は、退職手当を除く地域・扶養・通勤・住居・管理職・時間外勤務・特殊勤務などの手当が含まれています。
 3 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。
 4 給与費については、再任用職員短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。
 5 資本勘定支弁職員に係る職員給与費36,129千円を含んでいません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
城 陽 市	40.4 歳	325,314 円	490,142 円
団 体 平 均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円

(注) 平均月収額は、平成26年度給料及び職員手当の総額を人数で除したものです。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

城 陽 市	城陽市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(26年度) 1,134 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,256 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

城 陽 市			城陽市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分	勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	50歳以上の職員が対象		その他の加算措置	50歳以上の職員が対象	
	定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×3%加算) 59歳の者のうち59歳6ヵ月未満の者については定年までの残年数×2%加算。59歳6ヵ月以上の者については、加算措置なし。			定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×3%加算) 59歳の者のうち59歳6ヵ月未満の者については定年までの残年数×2%加算。59歳6ヵ月以上の者については、加算措置なし。	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	5,548 千円	24,062 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2 本市の応募認定退職は、勤続20年以上で、年齢50歳以上59歳以下の職員を対象とする退職制度です。
 3 上記は平成27年4月1日現在の支給率。国においては平成26年7月に、市においては平成27年4月に段階的に支給率の引下げを行っています。

ウ 地域手当

(27年4月1日現在)

支給実績（26年度決算）	2,790 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	99,634 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	3 %	28 人	3 %

エ 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

支給実績（26年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）	%		
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

(注) 特殊勤務手当は、平成18年3月31日で総て廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	8,990 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	360 千円
支給実績（25年度決算）	7,277 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	303 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当が含まれています。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員が含まれています。

カ その他の手当 (27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族につい て1人 6,500円 ○配偶者のいない職員の扶養親 族のうち1人 11,000円 ○16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		2,199 千円	219,882 円
住居手当	○借家 家賃額に応じ最高 27,000円まで	同じ		1,142 千円	285,500 円
通勤手当	○交通用具使用者 使用距離が片道 5km以上 4,200円 使用距離が片道10km以上 7,100円 使用距離が片道15km以上 10,000円 使用距離が片道20km以上 12,900円 使用距離が片道25km以上 15,800円 使用距離が片道30km以上 18,700円 使用距離が片道35km以上 21,600円 使用距離が片道40km以上 24,400円 使用距離が片道45km以上 26,200円 使用距離が片道50km以上 28,000円 使用距離が片道55km以上 29,800円 使用距離が片道60km以上 31,600円	同じ		1,994 千円	76,674 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 のうち規程で定める者について給 料及びこれに対する地域手当の月 額の合計額に支給割合を乗じて 得た額を支給。 部長級 16% 次長級 13% 課長級 10%	同じ		2,187 千円	728,840 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 1,927,465	千円 △ 34,785	千円 47,034	% 2.4	% 1.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 6	千円 20,498	千円 3,319	千円 7,790	千円 31,607	千円 5,268	千円 6,190

- (注) 1 職員の給与費は一般職のみの金額で、法定福利費(社会保険料等)は含みません。
 2 職員手当は、退職手当を除く地域・扶養・通勤・住居・管理職・時間外勤務・特殊勤務などの手当が含まれています
 3 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。
 4 給与費については、再任用職員短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。
 5 資本勘定支弁職員に係る職員給与費8,798千円を含んでいません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
城 陽 市	38.8 歳	341,260 円	495,214 円
団 体 平 均	43.9 歳	346,189 円	515,436 円

(注) 平均月収額は、平成26年度給料及び職員手当の総額を人数で除したものです。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

城 陽 市	城陽市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(26年度) 1,298 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,256 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) 支給割合の()は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

城 陽 市			城陽市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分	勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	50歳以上の職員が対象		その他の加算措置	50歳以上の職員が対象	
	定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×3%加算) 59歳の者のうち59歳6か月未満の者については定年までの残年数×2%加算。59歳6か月以上の者については、加算措置なし。			定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×3%加算) 59歳の者のうち59歳6か月未満の者については定年までの残年数×2%加算。59歳6か月以上の者については、加算措置なし。	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	5,548 千円	24,062 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2 本市の応募認定退職は、勤続20年以上で、年齢50歳以上59歳以下の職員を対象とする退職制度です。
 3 上記は平成27年4月1日現在の支給率。国においては平成26年7月に、市においては平成27年4月に段階的に支給率の引下げを行っています。

ウ 地域手当

(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		631 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		105,220 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	3 %	6 人	3 %

エ 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

(注) 特殊勤務手当は、平成18年3月31日で総て廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	792 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	158 千円
支給実績(25年度決算)	460 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	92 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当が含まれています。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員が含まれています。

カ その他の手当(27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族に ついて1人 6,500円 ○配偶者のいない職員の扶 養親族のうち1人 11,000円 ○16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		546 千円	273,000 円
住居手当	○借家 家賃額に応じ最高 27,000円まで	同じ		348 千円	174,000 円
通勤手当	○交通用具使用者 使用距離が片道 5km以上 4,200円 使用距離が片道10km以上 7,100円 使用距離が片道15km以上 10,000円 使用距離が片道20km以上 12,900円 使用距離が片道25km以上 15,800円 使用距離が片道30km以上 18,700円 使用距離が片道35km以上 21,600円 使用距離が片道40km以上 24,400円 使用距離が片道45km以上 26,200円 使用距離が片道50km以上 28,000円 使用距離が片道55km以上 29,800円 使用距離が片道60km以上 31,600円	同じ		497 千円	99,400 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職 員のうち規程で定める者につ いて給料及びこれに対する地 域手当の月額合計額に支 給割合を乗じて得た額を支 給。 部長級 16% 次長級 13% 課長級 10%	同じ		505 千円	504,804 円

◇ 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

本市では昭和56年度以降、全部門における技能労務職を退職不補充とする方針のもと、平成8年度第3次行財政改革大綱により清掃収集業務・学校給食調理業務を委託化、平成10年度第4次行財政改革大綱により土木作業員を嘱託化するなど、行財政改革の取り組みを進める中で、技能労務職そのものを退職不補充とし、適用職種の委託化・嘱託化を積極的に図ってきています。技能労務職については、今後もその方針を堅持することとしているところであり、まず技能労務職を最大限縮減することとして、当面最優先の取り組みとしたいと考えています。

なお、技能労務職の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、特に民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡に一層留意し、市民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるよう努めていきます。

【技能労務職の現況】

◎職員数の推移

年 度	昭和55年	昭和60年	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成25年	平成26年	平成27年
技能労務職	156人	152人	133人	119人	99人	67人	11人	10人	9人

◎退職不補充の取組状況

職 種	退職不補充	方 向	取 組 状 況
清掃作業員	実施中	家庭系一般廃棄物収集運搬業務の市内全域総合委託済	市内を北部、中部、南部地域の3地域に分け、収集運搬業務の総合委託を順次拡大。平成23年4月、市内全域における家庭系ごみ収集運搬業務の総合委託化が完了。
学校給食調理員	実施中	全面委託済	正職不在
バス運転手	実施済	全面委託済	正職不在
学校作業員	実施中	嘱託化等	推進中
自動車運転手	実施済	全面委託済	正職不在
宿直員	実施済	嘱託化済	正職不在
電話交換手	実施済	嘱託化済	正職不在
ボイラー技師	実施済	委託化済	正職不在
土木作業員	実施中	嘱託化	推進中
保育園調理員	実施済	委託化	正職不在